

令和2年4月7日

教職員各位

危機対策本部本部長
学長 清水 哲郎

緊急事態宣言が発令された場合の本学基本方針について

本学では、新型コロナウイルス感染症が拡大している現状に鑑み種々対策を行ってまいりましたが、政府による新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が奈良県・大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・和歌山県・三重県のいずれかの地域に発令された場合、学生については発令時点で登校を全面停止とすることとし、今後の授業等への対応については改めて本学ホームページ及びポータルサイトにて通知します。

なお、教職員の勤務体制等については政府等からの要請の内容に基づいて決定し、一斉メール及び本学ホームページで通知します。

本件問い合わせ先

総務課 TEL：0742-41-9501

事務取扱時間 平日 8：30～16：50

土曜日 8：30～12：30